Daitron

第72期 定時株主総会

招集ご通知

株主総会にご出席の株主様への お土産の配布は廃止させていた だきました。

의 開催日時

2024年3月28日(木曜日)午前10時受付開始:午前9時

開催場所

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号 当社 6階 大会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

議案

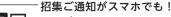
第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 補欠監査役2名選任の件 第3号議案 業務執行取締役に対する 株式報酬制度導入の件

議決権はインターネット等又は書面 (郵送) により行使して下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限:2024年3月27日(水曜日)午後5時30分まで

目 次

第72期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	30
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
監査報告	34
株主総会参考書類	42





パソコン・スマートフォン からでも招集ご通知がご覧 いただけます

https://p.sokai.jp/7609/



ダイトロン株式会社

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号

ダイトロン株式会社

代表取締役社長 土 屋 伸 介

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの「令和6年能登半島地震」により被災された皆様には、心よりお見舞い申 し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 https://www.daitron.co.jp/ir/meeting.html

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/7609/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ダイトロン」又は「コード」に当社証券コード「7609」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2024年3月27日(水曜日)当社営業時間終了の時(午後5時30分)までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

また、当日のお土産の配布は廃止させていただきました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年 3 月 28日 (木曜日) 午前 10時 (受付開始: 午前 9 時)

当社 6階 大会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目 的 事 項

報告事項

- 1. 第72期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件
- 2. 第72期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

第3号議案 業務執行取締役に対する株式報酬制度導入の件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計 監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ・事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上 げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする 議決権行使書用紙を会場受付にご提 出下さい。

日時

2024年3月28日 (木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の替 否をご入力下さい。

行使期限

2024年3月27日 (水曜日) 午後5時30分入力完了分まで



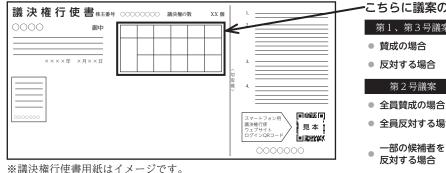
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする 議決権行使書用紙に議案に対する替 否をご表示のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2024年3月27日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、第3号議案

- - 「替」の欄に〇印
- 「否」の欄に〇印

- 全員替成の場合
- 「替」の欄にO印
- 全員反対する場合
- [否] の欄に〇臼
- 反対する場合
- | **賛**| の欄にO印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

- ●インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い いたします。
- また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ●ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき替否の表示がない場合は、替成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

■ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



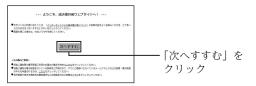
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

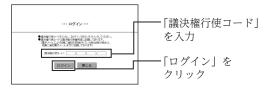
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことも可能です。

事 業 報 告

(2023年1月1日から) 2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の回復やインバウンド需要の拡大等により、緩やかに回復しました。また、企業の設備投資や生産活動は、資源や原材料価格の高止まりの影響を受けながらも堅調に推移しました。

世界経済につきましては、米国では雇用回復を背景に個人消費が底堅く推移する一方、中国はゼロコロナ政策解除後の経済回復に遅れが出ており、生産活動は低調に推移しました。また、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化、資源や原材料価格の高止まりに加え、各国の金融引き締め等に伴う景気後退懸念により、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの属しておりますエレクトロニクス業界につきましては、一部では在庫調整による需要の減少が見られるものの、5 GやEV、AI、IoT分野に関連する設備投資の需要は好調を維持しており、電子部品や製造設備の生産活動は堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、「第10次中期経営計画(2021年~2023年)」の最終年度として、基本方針に基づき、オリジナル製品の拡販、海外事業の拡大、新たな収益基盤となる新規ビジネスの創出に取組みました。

しかしながら、供給制約の緩和と生産活動の回復を背景に、売上は前年同期の実績を上回りましたが、営業活動費の増加、資源や原材料価格の高止まりの影響を受け、利益は前年同期の実績を下回りました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は92,156百万円(前年同期比5.2%増)、営業利益は5,943百万円(前年同期比1.8%減)、経常利益は6,015百万円(前年同期比3.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,014百万円(前年同期比5.3%減)となりました。

セグメントごとの概況は以下のとおりであります。

<国内販売事業>

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品では、半導体製造設備向けに「半導体」のアナログIC、「エンベデッドシステム」の産業用PC、データセンター向けのUPSシステムの販売が増加しました。製造装置では、通信用デバイス向けに「電子部品製造装置」、パワーデバイス生産向けに装置の販売が増加しました。これらの要因により、売上、利益共に前年同期の実績を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は69,263百万円(前年同期比12.4%増)となり、セグメント利益(営業利益)は4,416百万円(前年同期比38.8%増)となりました。

<国内製造事業>

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品を手掛ける部品事業部門では、特殊コネクタやハーネスの販売が前年並みの推移となりました。製造装置を手掛ける装置事業部門では、通信用デバイス向け加工機や検査装置の販売が減少しました。これらの要因により、外部顧客への売上高は前年並みの推移となりましたが、資材値上がりの影響を受け、セグメント間の内部売上高を含めた総売上高、利益共に前年同期の実績を下回りました。

この結果、セグメント間の内部売上高を含めた当セグメントの総売上高は11,530百万円(前年同期比0.5%減)となりました。外部顧客への売上高は3,957百万円(前年同期比0.2%増)となり、セグメント利益(営業利益)は786百万円(前年同期比30.0%減)となりました。

<海外事業>

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品では、中国市場で「電子部品&アセンブリ商品」、「半導体」、韓国市場で「画像関連機器・部品」の販売が減少しました。製造装置では、韓国市場で「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置」、前年の業績に寄与した中国市場で「電子部品製造装置」の投資が一段落したことから、販売が減少しました。これらの要因により、売上、利益共に前年同期の実績を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は18,935百万円(前年同期比14.1%減)となり、セグメント利益(営業利益)は862百万円(前年同期比52.6%減)となりました。

セグメント別売上高

	سل.	げ、	メン	ı		第7	1期	第72期(当期)				
	72	ソフ	× /	Γ		金額 (千円)	構成比 (%)	金額(千円) 構成比(%)				
国	内	販	売	事	業	61,645,408	70.3	69,263,753	75.2			
国	内	製	造	事	業	3,947,761	4.5	3,957,173	4.3			
海	5	1	事		業	22,046,821	25.2	18,935,452	20.5			
É	<u>\</u>			言	†	87,639,991	100.0	92,156,380	100.0			

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は743百万円であります。

国内販売事業における主なものは、事務所移転及びレイアウト変更工事関連24百万円であります。

国内製造事業における主なものは、生産設備等の取得59百万円、デモ用備品の取得25百万円であります。

海外事業における主なものは、賃貸借契約に係る使用権資産117百万円、生産設備等の取得 9百万円であります。

全社(共通)における主なものは、販売購買管理システムの更新184百万円、工場改修工事 関連116百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額4,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における当該実行残高はございません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 特に記載すべき重要な事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 特に記載すべき重要な事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 特に記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 特に記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

	X	÷		5	}	第69期 (2020年12月期)	第70期 (2021年12月期)	第71期 (2022年12月期)	第72期(当期) (2023年12月期)
売		上		高	(千円)	57,418,055	72,341,759	87,639,991	92,156,380
経	常	Ī	利	益	(千円)	2,436,667	4,325,737	6,210,309	6,015,262
	会社 る 当				(千円)	1,610,839	2,953,131	4,237,486	4,014,971
1 当	株 期	当純	た利	り益	(円)	145.24	266.18	381.78	361.65
総		資		産	(千円)	46,247,181	58,454,120	63,202,481	67,788,932
純		資		産	(千円)	19,798,696	22,455,569	26,012,531	29,451,331

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第71期の期首から適用しており、第71期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当 社 議 決 権 比	の 率	主要な事業内容
ダイトロン,	INC.		2	4,000, 米	000ドル	100)%	北米市場における電子機器及び部 品の製造、販売及び輸出入、製造 装置の販売及び輸出入
ダイトロン(*	マレーシア)SDN	.BHD.	2,500,000 マレーシアリンギット			100)%	マレーシア、東南アジア市場にお ける電子機器及び部品や製造装置 の販売及び輸出入
大都電子(香	港)有限公司		3	3,800, 香港	000 ドル	100)%	香港、中国華南市場における電子 機器及び部品等の販売、調達及び 輸出入
大途電子(上	海)有限公司			550, 米	000 ドル	100)%	中国市場における電子機器及び部 品や製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン((韓国)CO.,LTD.		1,500,000千 韓国ウォン			100)%	韓国、東アジア市場における電子 機器及び部品等の販売、調達及び 輸出入
ダイトテック	ク株式会社		10	o,000 ⁻	千円	100)%	電子機器及び部品の製造及び販売
台灣大都電子	子股份有限公司		20,000,000 台湾ドル			100)%	台湾市場における電子機器及び部 品や製造装置の販売、調達及び輸 出入
ダイトロン((シンガポール)P	TE.LTD.	500,000 シンカ゛ホ゜ールト゛ル			100)%	シンガポール、東南アジア市場に おける電子機器及び部品や製造装 置の販売及び輸出入
ダイトロン((オランダ)B.V.		700,000 ユーロ			100)%	欧州市場における電子機器及び部 品や製造装置の販売及び輸出入

⁽注) 当社は、2023年3月13日にダイトロン(オランダ)B.V.を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、国内外で技術の進歩や高度化・複雑化が加速する中で合従連衡が進むなど、変化の激しい事業環境が続いております。こうした環境下で生き残りを果たしていくためには、グローバルな視点で成長が期待される市場に注力し、付加価値の高い製品や商品の提供を行うことで安定的な成長と収益性を高めていくことが必要不可欠であると認識しております。

このような中、「第10次中期経営計画(2021年~2023年)」については、オリジナル製品の拡販や海外事業の拡大、新たな収益基盤となる新規ビジネスの創出に取組みました。その結果、海外現地法人の新設によるネットワークの拡大、新規事業売上高は5%の目標占有率を達成という成果につながり、売上は過去最高実績を上回りました。

今後につきましては、当社グループの更なる成長に向けた課題として、引き続き「事業の安定と新たな挑戦の指標である事業別構成比の変革」、「高収益体質の指標であるオリジナル製品比率の向上」、「成長の指標である売上高ベースの海外事業比率の向上」、「新たな収益となる柱の育成に向けた新規事業の創出」を推進していくことが必要不可欠であると認識しております。

これらの課題に対処すべく、2024年を初年度とする三ヵ年の中期経営計画「第11次中期経営計画(2024年~2026年)」を策定いたしました。「第11次中期経営計画」では、第10次中期経営計画から引き続き成長性を重視した経営により、事業構造の変革を図り、持続的な拡大を推し進めて行くため、長期ビジョンとして「グループ・ステートメント」を基軸とし、第11次中期経営計画の「大方針」、「事業戦略」を規定しております。

[長期ビジョン]

○グループ・ステートメント

[Creator for the NEXT]

~グローバルな観点で市場を捉え、お客様ニーズの一歩先の価値を創造し、提供する~

[第11次中期経営計画]

- ○大方針
 - ・「技術立社として、グローバル市場で成長し、売上高1,000億円を超える企業」
 - ・「電機・電子を通じて広く社会へ豊かな暮らしを提供する企業」
 - ・「社員にとって、働き甲斐があり、誇りに思える企業」
 - ・「一致団結の強さと同時に、自律能動的に動く組織文化を持つ企業」

○事業戦略

① 安定成長の基礎となる国内ビジネスの補強

当社の強みである、地域に密着した営業を更に推し進めるべく、有望地域への拠点新設も 検討しております。また、成長・拡大が見込める顧客に対して、より深く、より広く展開 し、更に関係を強化してまいります。

② 成長戦略の核となる海外ビジネスの強化

中国をはじめとした東アジア、東南アジア市場における電子商材関連の拡充や、欧米における電子ビジネスの拡充など、重点的に深耕、開拓する市場を選定し、販売を強化してまいります。また、インド、米国、中国の販売拠点新設や東南アジアの製造拠点新設も検討してまいります。

③ グローバル生産体制の強化

第10次中期経営計画で中部工場を中核とした体制を構築してきました。これらの体制を 基礎に、引き続き国内外における生産能力の強化、効率化を進めてまいります。

- ④ 製品の高付加価値化に向け技術・製品開発と知財戦略の強化 中部工場を中核とした体制強化を引き続き推し進め、今後の技術・製品の高付加価値化に 必要不可欠なソフトウェア関連技術を強化してまいります。また、コア技術の明確化と保有 する技術の棚卸による知財管理の基盤整備を進めてまいります。
- ⑤ 事業サポート機能の強化 持続的な成長を支えていくための基盤づくりとして、DXの推進、広報・IRといったコーポレート部門の強化を行ってまいります。また、人的資本経営による人財価値の向上にも注力してまいります。
- ⑥ ESG経営の推進

サステナビリティへの取組みによる持続可能な社会実現への貢献のため、サステナビリティ委員会活動を推進しております。また、コーポレートガバナンス・コードへの対応、コーポレート・ガバナンスの強化も注力してまいります。

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、5GやEV、AI、IoT等が関連するICT市場の拡大に加え、自動車やロボットの自動化に関連する機器や設備の需要拡大が見込まれる状況であります。当社グループは前述の事業戦略に基づき、"エレクトロニクス業界の技術立社"として、すべてのステークホルダーとともに、グローバル市場に新たな価値を共創してまいります。

(5) 主要な事業内容(2023年12月31日現在)

① 当社グループの主な取扱商品・製品

(電子機器及び部品)

- ・電子部品&アセンブリ商品 コネクタ、ハーネス、PCBアセンブリ、機器組立配線、その他
- ・半導体

アナログIC、高周波IC、映像用IC、その他

- ・エンベデッド (組込み用ボード) システム 産業用カスタム P C、表示システム、組込み用シングルボードコンピュータ、その他
- ・電源機器

スイッチング電源、無停電電源装置、トランス、その他

- ・画像関連機器・部品 CMOSカメラ、レンズ・照明、画像処理装置、その他
- ・情報システム ビデオ/音声会議システム、非接触 I Cカードシステム、その他
- ・電子機器及び部品のその他 エコ関連商品、その他

(製造装置)

- ・光デバイス製造装置 LD用製造装置、LED用製造装置、その他
- ・LSI製造装置 通信用デバイス製造装置、パワーデバイス製造装置、その他
- ・フラットパネルディスプレイ製造装置 液晶パネル製造装置、有機 E L パネル製造装置、その他
- ・電子材料製造装置 シリコンウェーハ製造装置、化合物ウェーハ製造装置、その他
- ・エネルギーデバイス製造装置 太陽電池製造装置、リチウムイオン電池製造装置、その他

② セグメント別事業内容

・国内販売事業

前記取扱商品全般につき、当社グループ内及び国内外の仕入先から仕入れ、主に国内の 顧客及び当社グループ内向けに販売を行っております。

・国内製造事業

前記取扱商品の内、電子機器及び部品の電子部品&アセンブリ商品や電源機器、画像関連機器・部品、製造装置の光デバイス製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、電子材料製造装置等の開発、製造及び販売を行っております。

・海外事業

前記取扱商品全般につき、海外各地域の市場を対象に販売及び輸出入、電子機器及び部品の電子部品&アセンブリ商品の製造、販売を行っております。

(**6**) **主要な営業所及び工場** (2023年12月31日現在)

① 当社

事	業	所	所	在	地
本		社	大阪市淀川区宮原四丁目6番	11号	
東	京 本	部	東京都千代田区麹町三丁目6	番地	
名	古 屋 支	店	名古屋市中区栄三丁目10番22	2号	
営	業拠	点	東日本エリア営業部	宮城県・茨城県・栃木県 長野県	・東京都・神奈川県・
			中部日本エリア営業部	石川県・静岡県・愛知県	
			西日本エリア営業部	京都府・大阪府・兵庫県	・広島県・福岡県・熊本県
			電子デバイス営業部	東京都・大阪府	
			情報システム営業部	東京都・大阪府	
			機械営業部	宮城県・東京都・愛知県	・大阪府・福岡県
			海外営業部	東京都	
			グリーン・ファシリティー部	東京都・岐阜県・大阪府	
物	流 拠	点	商品仕入部	東京都・岐阜県・大阪府	
製	造 拠	点	装置 事業部門	東京都・石川県・愛知県	・京都府
			部 品 事 業 部 門	東京都・愛知県・滋賀県	
海	外 拠	点	マニラ駐在員事務所	フィリピン(マニラ)	
			ハノイ駐在員事務所	ベトナム (ハノイ)	

② 子会社

会 社 名	主要な事業所
ダイトロン,INC.	本社 米国 (オレゴン州) 工場 米国 (ネブラスカ州)
ダイトロン(マレーシア)SDN.BHD.	本社 マレーシア (クアラルンプール)
大都電子(香港)有限公司	本社 中国 (香港)
大途電子(上海)有限公司	本社 中国 (上海)
ダイトロン(韓国)CO.,LTD.	本社 韓国(ソウル)
ダイトテック株式会社	本社 大阪府 工場 広島県
台灣大都電子股份有限公司	本社 台湾(台北)
ダイトロン(シンガポール)PTE.LTD.	本社 シンガポール (シンガポール)
ダイトロン(オランダ)B.V.	本社 オランダ (アイントホーフェン)

(7) 使用人の状況(2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	セグ	メン	トの	名和	尔	使用人数	前連結会計年度末比増減
国	内	販	売	事	業	437 (69) 名	17名増(2名増)
国	内	製	造	事	業	265 (185)	12名増(5名増)
海		外	事		業	218 (61)	31名増(33名増)
全	社	(共	通)	83 (4)	1名増(1名減)
	合			Ī	H	1,003 (319)	61名増(39名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員等臨時使用人は()内に労働時間を基に換算した 年間の平均人員を外数で記載しております。なお、委任契約に基づく執行役員2名は、使用人数に含 めておりません。
 - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	819 (2	24) 名		41名増(22名増)			40.9	歳				14	.3年	=

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員等臨時使用人は()内に労働時間を基に換算した年間の平均人員を外数で記載しております。なお、委任契約に基づく執行役員2名は、使用人数に含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

佳	±				入				_	ŧ	借	入	金	残	高
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	銀	行				255,0	12千円
株	式	É	7	社	み	ず	lä	ŧ	銀	行				184,1	75千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

- (1) **株式の状況** (2023年12月31日現在)
 - ① 発行可能株式総数

② 発行済株式の総数

40,000,000株

11,155,979株

(自己株式52,917株を含む)

5,271名

- ③ 株主数
- ④ 大株主(上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
日本マスタートラスト信株式会社(信託	託銀行口)		1,109	千株			9.	9%
公益財団法人ダイトロン福	祉 財 団		1,000				9.0	0
株式会社日本カストディ銀行(信託口)		588				5	2
大 森 康	行		400				3.0	6
株式会社みずほ	銀行		399				3	5
ダイトロン従業員技	,株 会		383				3.	4
株式会社三菱UF	銀行		363				3.	2
ダイトロン取引先持	· 株 会		183				1.0	6
日 本 生 命 保 険 相 互	会 社		181		·		1.0	6
ヒロセ電機株式	会 社		171			·	1	5

(注) 持株比率は自己株式(52.917株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2023年12月31日現在)

地	位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
取締	役 会 長	前		績	行	ダイトロン,INC. Director,Chairman
代表取	7 締役社長	土	屋	伸	介	最高経営責任者 兼 最高執行責任者
代表取	7 締役専務	毛	利		肇	管理本部長
取	締 役	木	村	安	壽	木村公認会計士事務所 所長 株式会社シノプス 社外取締役(監査等委員)
取	締 役	和	田		徹	フェニックス法律事務所 共同代表 OUGホールディングス株式会社 社外監査役
取	締 役	今	矢	明	彦	
取	締 役	細	谷	和	俊	
常勤	監 査 役	氏	原		稔	
監	査 役	北	嶋	紀	子	フェニックス法律事務所 共同代表 大栄環境株式会社 社外監査役 多木化学株式会社 社外取締役(監査等委員)
監	査 役	中	Щ		聡	中山聡公認会計士事務所 所長 監査法人京立志 代表社員

- (注) 1. 取締役木村安壽氏、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役北嶋紀子氏及び中山聡氏は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役木村安壽氏、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏並びに監査役北嶋紀子氏及び中山聡氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の有価証券上場規程に定める独立役員としての届出をしております。
 - 4. 監査役北嶋紀子氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しており、また、監査役中山聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 代表取締役会長最高経営責任者前績行氏は、2023年3月30日付で取締役会長に就任いたしました。
 - 6. 代表取締役社長最高執行責任者土屋伸介氏は、2023年4月1日付で代表取締役社長最高経営責任者 兼最高執行責任者に就任いたしました。
 - 7. 取締役管理本部長毛利肇氏は、2023年3月30日付で代表取締役専務管理本部長に就任いたしました。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

地	!	1	<u>'\'</u>	氏			名	担当
社:	長 執	行 役	員	土	屋	伸	介	最高経営責任者 兼 最高執行責任者
専	務執	行 役	員	幾	谷	愼	司	M&Sカンパニー プレジデント
専	務執	行 役	員	毛	利		肇	管理本部長
常	務執	行 役	員	千	原	恒	人	D&Pカンパニー プレジデント
執	行	役	員	谷	森	和	彦	D&Pカンパニー 装置事業部門長
執	行	役	員	倉	田	浩	司	M&Sカンパニー 商品仕入部長
執	行	役	員	岡		伸	\equiv	M&Sカンパニー グリーン・ファシリティー部長
執	行	役	員	三	尾	高	之	D&Pカンパニー 部品事業部門長
執	行	役	員	田	中	晃	生	海外事業本部長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏	名	退	任 日	追	任	理	由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
八木	春作	2023年	F3月30日		任期	満了		社外監査役 公認会計士・税理士八木春作事務所 所長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は各社外監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令に定める額としております。

④ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役前績行氏、土屋伸介氏、毛利肇氏、木村安壽氏、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏並びに監査役氏原稔氏、北嶋紀子氏及び中山聡氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には補償の対象としないこととしております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる会社役員としての職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害を塡補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、塡補の対象としないこととしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は固定の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、報酬額を決定しております。算定方法につきましては、代表取締役社長が上記の決定方針に基づいて報酬額案を算出し、算出結果を任意の諮問機関である報酬委員会による審議の後、その答申に基づき取締役会の決議により決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は金銭報酬とし、各事業年度の業績や従業員賞与の水準を考慮し報酬額を決定しております。算定方法につきましては、代表取締役社長が上記の決定方針に基づいて当事業年度の業績評価を行い、その評価を基に予め定めた基準に基づいて個人別報酬額案を策定しております。この個人別報酬額案につき、任意の諮問機関である報酬委員会による審議の後、その答申に基づき取締役会の決議により決定しております。

- c. 報酬等の割合に関する方針
 - 取締役の種類別の報酬割合については報酬委員会において検討し、取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしております。
- d. 監査役の報酬の決定方針 監査役の報酬等につきましては、報酬限度額の範囲内にて、監査役の協議により決 定しております。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等の種	重類別の総	額(千円)	対象となる
分	報酬等の総額 (千 円)	基本報酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	役員の員数
取 締 役 (うち社外取締役)	210,030 (42,700)	141,450 (31,500)	68,580 (11,200)	— (—)	7 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	27,990 (12,800)	20,280 (9,600)	7,710 (3,200)	— (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	238,020 (55,500)	161,730 (41,100)	76,290 (14,400)	_ (-)	11 (7)

- (注) 1. 上表には、2023年3月30日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち 社外監査役1名)を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結売上高成長率及び連結経常利益率等であり、当社の成長性及び収益状況を示す客観的数値であることから当該指標を選択し、目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。なお、連結売上高成長率の当事業年度の実績は5.2%であり、連結経常利益率は目標4.0%に対し、当事業年度の実績は6.5%であります。
 - 4. 取締役の報酬限度額は、1991年9月20日開催の臨時株主総会決議において年額500,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 の員数は13名です。
 - 5. 監査役の報酬限度額は、1999年3月30日開催の第47期定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
 - 6. 当社は、2008年3月28日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職 慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職 慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議して おります。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役木村安壽氏は、木村公認会計士事務所所長、株式会社シノプス社外取締役(監査等委員)であります。なお、当社は、木村公認会計士事務所、株式会社シノプスとは特別の関係はありません。

取締役和田徹氏は、フェニックス法律事務所共同代表、OUGホールディングス株式会社 社外監査役であります。なお、当社は、フェニックス法律事務所、OUGホールディング ス株式会社とは特別の関係はありません。

監査役北嶋紀子氏は、フェニックス法律事務所共同代表、大栄環境株式会社社外監査役、 多木化学株式会社社外取締役(監査等委員)であります。なお、当社は、フェニックス法 律事務所、大栄環境株式会社、多木化学株式会社とは特別の関係はありません。

監査役中山聡氏は、中山聡公認会計士事務所所長、監査法人京立志代表社員であります。 なお、当社は、中山聡公認会計士事務所、監査法人京立志とは特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 木村安壽	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にグループの経営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名委員会の委員長・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会2回の全てに出席、報酬委員会6回の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役和田徹	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にグループの経営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長・指名委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会6回の全てに出席、指名委員会2回の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 今矢明彦	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。過去にグローバルに事業を展開する企業グループの経営者を務めていたことから、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しております。主に経営者としての視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にグループの経営について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会2回の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 細谷和俊	2023年3月30日就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。過去に当社と類似の事業分野においてグローバルに展開するメーカーの経営者を務めていたことから、当社グループの経営環境や業界動向を的確に判断し、モノづくりにおける高度な専門的見識から有益な意見や指摘を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 北嶋紀子	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。さらに、報酬委員会の委員として、2023年3月30日就任以降に開催された報酬委員会5回の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 中山 聡	2023年3月30日就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席、監査役会10回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支	払	額
I 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		39,0	000千円
Ⅱ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額		39,0	000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記 I の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。
- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社グループの社会的信頼の維持、業務の公正性を確保することを目的としてコンプライア ンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は役員及び従業員の行動規範として、コンプ ライアンス基本方針を定め、これを基にしたダイトロングループ行動憲章を制定し、これらの 浸透を図ることとする。

取締役会は取締役会規程に基づき月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通と相互の業務を監督することとする。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めることとする。更に、各取締役の職務執行について社外監査役を含む監査役会がその定めによる監査方針に従い監督強化を図ることとする。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の意思決定又は職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い文書又は電磁的媒体(以 下「文書等」という。)に記録し、保存することとする。また、取締役及び監査役は常時これ らの文書等を閲覧できることとする。
- ③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社グループのリスク管理を体系的に行うことを目的としてリスク管理規程を制定し、「リスク管理責任者」及び各部署での「リスク管理担当者」を任命する。また、それらを統括する組織としてグループリスク管理委員会を設置して、未然防止対策の策定及び進捗管理を行うと共に、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備することとする。

なお、情報セキュリティに係るリスクに対しては、情報セキュリティ管理規程にて「情報セキュリティ最高責任者」及び「情報セキュリティ責任者」を任命し、グループリスク管理委員会と連携してリスク管理体制を整備することとする。

④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 経営環境変化に対応し現場における意思決定をより迅速にするため、執行役員制度を導入 し、意思決定・監督機能と業務執行機能及び責任の分担を明確にすることとしている。その 他、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程を制定し、それぞれの業務の責任及び 執行手続の詳細について定め、その適切な運営を図ることとする。

子会社については、当社の基準に準拠した職務権限等を規定し、その適切な運用を図ることとする。

⑤ 当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び従業員の行動規範としてコンプライアンス基本方針を定め、これを基にしたダイトロングループ行動憲章を制定し、これらの浸透を図ることとする。

企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、第三者機関を情報提供先とする内部者通報・相談窓口「ダイトロングループ・コンプライアンスホットライン」を設置する等、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めている。なお、違反の疑義があるような行為が発生したときには、リスク管理規程に基づき迅速な情報収集・対処と情報開示を適時適切に行うこととする。

法令に則した諸規程を制定しており、監査室はその遵守状況について監査を行い、取締役及 び監査役会に報告することとする。

- ⑥ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社のグループ各社の取締役等は、グループ経営管理規程に基づき、法定事項に加え当社及 び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項について当社に報告することとする。
- ① 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社の取締役会は常にグループレベルでの経営状況を把握し、グループ企業価値の最大化に 向けた中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、また、グループ全体の企 業統治の一層の強化を推進することとする。

当社と一体となったグループ経営管理体制を構築するため、グループ経営管理規程を制定し、これに基づいた運営を子会社に求めることとする。

グループ全社でダイトロングループ行動憲章に基づいた業務活動を行うことにより、コンプライアンスの維持向上を目指すこととする。

当社並びに当社の子会社の監査役(社外監査役含む)は、グループ監査役連絡会を定期的に開催し、グループ各社の監査に関する情報及び意見を交換し、グループ全体の企業統治を担える体制をとることとする。

⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項及びその独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効 性の確保に関する事項

監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査室がその職務を行うこととする。

監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

監査室長の人事異動に関しては、監査役会の承認を得た上で取締役会にて決定することとする。

⑨ 当社並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の 監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び当社の監査役に報告 をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体 制

取締役会は監査役及び監査役会に対して、当社及び当社の子会社における次の事項を報告することとする。

- a) 会社に著しい損害を及ぼす事項
- b)毎月の経営状況として重要な事項
- c) 監査室の監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- d) 重大な法令・定款違反
- e) その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項

前記に関わらず、監査役は必要に応じて、役員及び従業員に対して報告を求めることができることとする。

監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、コンプライアンスマニュアルにおいて通報者が不利益を被ることはないと定めることとする。

⑩ 当該監査役会設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その 他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の監査業務に係る費用は会社が負担し、その必要額は年間予算を設定して確保することとする。

監査役より監査費用の前払請求や立替金の精算請求があった場合、会社は直ちにこれを支払 うこととする。 ① その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程の定めに基づき、監査役は重要な会議に出席して意見を述べると共に、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめると共に会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクの他、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換することとする。

Ⅱ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、取締役7名(うち社外取締役4名)、監査役3名(うち社外監査役2名)を選任し、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めております。取締役会は、原則として月1度の定時開催とし、更に重要案件が発生した時は、適時臨時取締役会を開催することとしております。取締役会の参加者は十分に情報を与えられた上で、誠実に相当なる注意を払って、会社及び株主の最善の利益のために行動しております。また、当社の取締役会は常にグループでの経営状態を把握し、グループ企業価値の最大化に向けて、「グループ総合力の強化」を図るための中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、グループ全体の企業統治の一層の強化を推進しております。

当事業年度においては、取締役会は18回開催されております。

② コンプライアンスの状況

当社グループでは、当社代表取締役会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社内外の関連法規の遵守を柱とする高い倫理観に根ざしたコンプライアンス体制を構築して、グループの健全で円滑な企業運営へ向けた内部統制の強化及び統制活動の整備推進に取り組んでおります。また、企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、第三者機関を情報提供先とする内部者通報・相談窓口「ダイトロングループ・コンプライアンスホットライン」を設置し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めております。

当事業年度においては、コンプライアンス委員会は2回開催しており、委員は情報開示委員 会及びグループリスク管理委員会と連携を取り、常に情報の収集に努めております。

また、取締役会及び執行役員会等の審議を通じ、コンプライアンスに関する該当事項を把握しております。

③ リスク管理体制の状況

当社グループでは、当社管理本部長を委員長とするグループリスク管理委員会を設置し、リスク管理を経営上の極めて重要な活動と認識し、企業価値及び信頼性の向上に取組んでおります。また、経営に重大な影響を及ぼすと懸念されるさまざまなリスクを未然に防止し、ステークホルダーの利益を損なわないよう迅速かつ的確に対処し、経営資源の保全に努めており、各事業部門に管理責任者を指名し、リスク管理活動を行うと共に、リスク管理に関する重要事項を速やかに報告する体制をとっております。

当事業年度においては、グループリスク管理委員会は4回開催されております。

④ グループ会社管理体制

当社グループでは、ダイトロングループ間の意思の疎通を図り、円滑なグループ活動と、技術、生産、営業の諸問題につきグループとしての統一性をもった体制整備を行い、協調を促進するため、原則として年1回以上のグループ合同役員会を開催しております。

当事業年度においては、グループ合同役員会は2回開催されております。

⑤ 監査役と内部監査の状況

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、監査役3名(うち社外監査役2名)は、取締役の職務執行の適法性を監査すると共に、取締役会に常時出席し客観的な立場から意見を述べるほか、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の業務全般にわたり適法、適正に業務執行がなされているかを監査し、不正行為の防止に努めております。なお、社外監査役2名はそれぞれ弁護士、公認会計士であり、その専門的な見地から提言、助言を行っております。

また、内部監査については、社内の各部門から独立した監査室を設置し、内部監査担当4名により関係会社を含めた監査を実施し、内部統制の維持向上に努めております。

監査役会、監査室及び会計監査人は、実効性のある監査の実施に向けて、必要に応じて情報 交換や意見交換を行い、相互連携の強化に努めております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

資産の部		負債の部		
科目	金額	科目	金額	
流動資産	60,104,440	流動負債	34,650,497	
現金及び預金	11,244,631	支払手形及び買掛金	9,360,989	
受取手形	877,943	電子記録債務	11,866,058	
売掛金	16,112,653	短期借入金	439,187	
契約資産	1,442,424	リース債務	73,171	
電子記録債権	9,966,149	未払法人税等 賞与引当金	1,156,026 136,218	
商品及び製品	9,270,825	製品保証引当金	44,156	
	, ,	契約負債	9,556,601	
仕掛品	3,565,409	その他	2,018,087	
原材料	919,882	固定負債	3,687,103	
前渡金	6,541,790	リース債務	248,810	
その他	164,531	繰延税金負債	187	
貸倒引当金	△1,801	退職給付に係る負債	3,375,715	
固定資産	7,684,492	資産除去債務	51,690	
有形固定資産	4,529,211	その他	10,700	
建物及び構築物	2,131,956	負債合計	38,337,601	
機械装置及び運搬具	94,665	純資産の部	27.074.070	
土地	2,102,118	株主資本	27,856,259	
その他	200,470	資本金 資本剰余金	2,200,708 2,575,877	
無形固定資産	426,791	利益剰余金	23,119,455	
その他	426,791	自己株式	△39,781	
投資その他の資産	2,728,489	その他の包括利益累計額	1,572,676	
		その他有価証券評価差額金	873,109	
投資有価証券	1,956,490	為替換算調整勘定	528,103	
繰延税金資産	300,424	退職給付に係る調整累計額	171,463	
その他	481,437	非支配株主持分	22,395	
貸倒引当金	△9,863	純資産合計	29,451,331	
資産合計	67,788,932	負債・純資産合計	67,788,932	

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年1月1日から) (2023年12月31日まで)

科目	金	額
売上高		92,156,380
売上原価		74,004,793
売上総利益		18,151,586
販売費及び一般管理費		12,208,034
営業利益		5,943,551
営業外収益		
受取利息	4,673	
受取配当金	47,430	
仕入割引	16,633	
補助金収入	26,249	
雑収入	40,628	135,615
営業外費用		
支払利息	37,404	
手形売却損	777	
為替差損	19,422	
雑損失	6,299	63,904
経常利益		6,015,262
特別利益		
固定資産売却益	1,662	
投資有価証券売却益	7,913	9,576
特別損失		
固定資産除売却損	1,210	1,210
税金等調整前当期純利益		6,023,629
法人税、住民税及び事業税	2,133,892	
法人税等調整額	△140,566	1,993,325
当期純利益		4,030,303
非支配株主に帰属する当期純利益		15,331
親会社株主に帰属する当期純利益		4,014,971

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2023年12月31日現在)

資産の部	(2020 12)	月31日現在) (単位・十円) 負債の部		
科目	金額	科目	金額	
流動資産	54,357,143	流動負債	32,559,282	
現金及び預金	9,049,754	支払手形	948,743	
受取手形	790,113	電子記録債務	11,865,228	
電子記録債権	9,859,481	買掛金	7,640,312	
売掛金	14,916,755	リース債務	40,007	
契約資産	1,442,424	未払金	677,217	
商品及び製品	7,057,836	未払費用	169,993	
仕掛品	3,527,694	木払負用 未払法人税等	1,081,336	
原材料	788,842		9,103,918	
前渡金	6,474,138			
前払費用	2,770	預り金	401,917	
短期貸付金	382,413	賞与引当金	47,072	
未収入金	40,912	製品保証引当金	44,156	
その他	25,834	その他	539,378	
貸倒引当金	△1,830	固定負債	3,662,296	
固定資産 有形固定資産	8,333,241	リース債務	153,818	
有形回足員座 建物	4,206,593 1,821,934	退職給付引当金	3,446,088	
構築物	37,682	資産除去債務	51,690	
機械及び装置	69,897	その他	10,700	
車両運搬具	4,707	負債合計	36,221,579	
工具、器具及び備品	134,414	純資産の部		
土地	2,102,118	株主資本	25,595,695	
その他	35,839	資本金	2,200,708	
無形固定資産	413,168	資本剰余金	2,575,877	
ソフトウェア	166,324	資本準備金	2,482,896	
リース資産	161,882	その他資本剰余金	92,980	
電話加入権	17,239	利益剰余金	20,858,891	
その他	67,722	利益準備金	163,559	
投資その他の資産	3,713,479	その他利益剰余金	20,695,331	
投資有価証券	1,956,490	別途積立金	5,170,000	
関係会社株式	761,375	繰越利益剰余金	15,525,331	
長期貸付金 差入保証金	200,000 341,457	自己株式	△39,781	
左八休証金 繰延税金資産	341,457	評価・換算差額等	873,109	
深些代立貝座 その他	77,458	その他有価証券評価差額金	873,109	
貸倒引当金	△8,666	純資産合計	26,468,805	
資産合計	62,690,384	負債・純資産合計	62,690,384	

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>損 益 計 算 書</u> (2023年1月1日から) 2023年12月31日まで)

科目	金	額
売上高		83,385,880
売上原価		67,820,362
売上総利益		15,565,517
販売費及び一般管理費		10,405,967
営業利益		5,159,550
営業外収益		
受取利息	6,699	
受取配当金	545,614	
経営指導料	1,190	
雑収入	79,464	632,968
営業外費用		
支払利息	2,644	
手形壳却損	777	
為替差損	4,635	
支払手数料	2,253	
雑損失	898	11,208
経常利益		5,781,310
特別利益		
投資有価証券売却益	7,913	7,913
特別損失		
固定資産除売却損	428	428
税引前当期純利益		5,788,796
法人税、住民税及び事業税	1,879,660	
法人税等調整額	△146,063	1,733,596
当期純利益		4,055,199

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

ダイトロン株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 髙 﨑

充 弘

公認会計士 福岡

宏之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトロン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトロン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減する ためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

 ダイトロン株式会社

 取締役会
 御中

有限責任監査法人トーマツ大阪事務所

 指定有限責任社員
業務執行社員
 \triangle 公認会計士
 高崎
 充弘

 指定有限責任社員
業務執行社員
 \triangle 公認会計士
 福岡
 宏之

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトロン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行 を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減する ためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果 について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に 関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月13日

ダイトロン株式会社 監査役会

常勤監査役氏原 稔即監査役(社外監査役) 北嶋紀子即監査役(社外監査役) 中山 聡即以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第72期の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金70円 総額は777,214,340円 なお、中間配当金として1株につき金50円をお支払いしておりますので、当期の年間配 当金は1株につき金120円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2024年3月29日

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、堺秀樹氏は現監査役氏原稔氏の補欠としての監査役候補者、八木春作氏は現社外監査役北嶋紀子氏及び中山聡氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

なお、補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時まででありますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、平識条に関しましては、監査仅去の问息を待てわります。			
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	堺 秀 樹 (1967年7月19日生)	1990 年 4 月 当社入社 2022 年 5 月 当社監査室長(現)	6,100株
	【補欠の監査役候補者とした理由】		
	長年にわたり内部監査に従事し、豊富な業務経験・実績・見識を有していることから、適切な監査の実施に適任である		
	と判断し、補欠の監査役候補者といたしました。		
2	社外 独立	1971 年 10月 税理士登録(現) 1972 年 10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマッ)入所 1978 年 9月 公認会計士登録(現) 1983 年 8月 公認会計士・税理士八木春作事務所開設 所長(現) 2007 年 3月 当社社外監査役 (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士八木春作事務所 所長	
	【補欠の社外監査役候補者とした理由】 公認会計士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しておられることから、当社グループの監査において有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 八木春作氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 八木春作氏が監査役に就任することとなった場合は、当社と両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令に定める額としております。
 - 4. 堺秀樹氏及び八木春作氏が監査役に就任することとなった場合は、当社と両氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には補償の対象としないこととしております。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる会社役員としての職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害を塡補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、塡補の対象としないこととしております。堺秀樹氏及び八木春作氏が監査役に就任した場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 - 6. 八木春作氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 業務執行取締役に対する株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬等の額は、1991年9月20日開催の臨時株主総会決議において、年額500,000 千円以内(ただし、使用人分給与は含みません。)とご承認いただいておりますが、今般、当社の 業務執行取締役(以下「対象取締役」といいます。)の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連 動性をより明確化することにより対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティ ブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上 記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、後記のとおり、新たに業績連動型株式報酬制度(以 下「本制度」といいます。)を導入することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 本制度の概要

本制度は、当社の各事業年度開始日からその事業年度の末日までの期間(以下「評価期間」といいます。)中の業績の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度及び対象取締役の役位等に応じて算定される数の当社の普通株式及び金銭(以下「当社株式等」といいます。)を、対象取締役の報酬等として付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度であります。なお、本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において決定するものといたします。

したがって、本制度は業績の数値目標の達成度等に応じて当社株式等を交付又は支給するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社株式等を交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

本制度に基づき、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。)、当社株式等の総額は、上記の報酬枠とは別枠で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額35百万円以内といたします。

なお、現在の取締役のうち対象取締役に含まれ得る取締役は3名です。

本制度に基づく当社の普通株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ①対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式 の発行又は処分を行う方法
- ②対象取締役の報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法(なお、②の方法による場合の1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分の決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会が決定した額といたします。)

2. 当社株式等の付与の要件

本制度においては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役(評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。)に対して当社株式等の付与を行います。

- ①当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと
- ②その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後(評価期間開始後に新たに就任した対象取締役については当該就任後)当社株式等の付与前に、①対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の業務執行取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、並びに③当社の取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の取締役会が合理的に定める数又は額の当社株式等を付与することがあります。

3. 本制度に基づく報酬の支給が相当である理由

本制度に基づく報酬の支給は、①評価期間中における業績目標を設定し、かつ、当該目標への達成度等に応じて当社株式等を付与することによって、中長期的な企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを与えるものであること、及び②業績連動型株式報酬制度に係る株式総数の発行済株式総数に占める割合は、評価期間毎に、約0.09%とその希釈化率は軽微であることから、相当なものであると判断しております。

また、当社は、2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告19頁に記載のとおりでありますが、本議案をご承認いただいた場合は、本議案に沿った形で当該方針を変更することを予定しております。

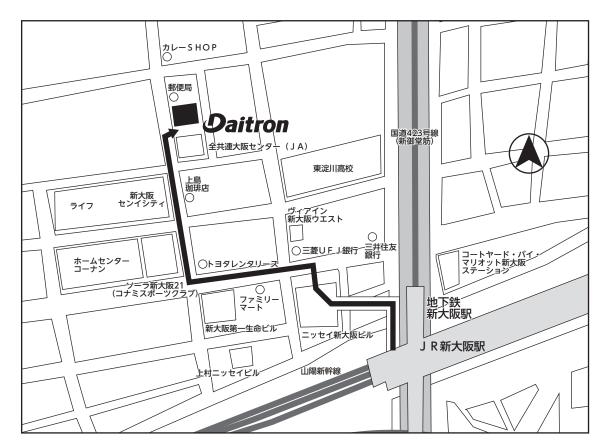
(ご参考)

本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員及び上層部の従業員に対しても本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号 当社 6階 大会議室



交通機関 1. JR新大阪駅西口より徒歩10分

2. 地下鉄(御堂筋線)新大阪駅4番出口より徒歩7分

なお、会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

*当日のお土産の配布は廃止させていただきました。

